

公益財団法人 金谷美術館の役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人金谷美術館（以下「当財団」という。）の定款第16条及び第32条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 専務理事とは、理事のうち、当財団を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、専務理事以外の者をいう。
- (4) 報酬とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費含む。）及び手数料等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の額の決定)

第3条 当財団は、役員及び評議員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 専務理事には、評議員会で別に定める専務理事役員報酬年額（別表）に基づき定例役員報酬を支給する。
- 3 専務理事の定例報酬年額は、評議員会で別に定める専務理事役員報酬年額（別表）の範囲内において、理事会の決議で定めるものとし、定例報酬月額は定例報酬年額の12分の1とする。
- 4 評議員には評議員会に出席の都度、理事には理事会に出席の都度、監事には理事会及び評議員会及び監事会に出席の都度、日当として、評議員3万円、理事2万円、監事1万円の範囲内で、1人当たり2千円を支給する。
- 5 役員及び評議員には、役員賞与及び退職慰労金を支給しない。

(報酬の支給)

第4条 定例報酬及び日当の支給日、支給方法並びに定例報酬及び日当より控除する額等支給に関する詳細は、別に定める職員を対象とする給与規程（以下「給与規程」という。）に準ずる。

(費用)

第5条 当財団は、役員及び評議員がその職務遂行に当たって負担した費用については、

これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うことができる。

2 専務理事には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は給与規程に準ずる。

3 専務理事には、出張に要する旅費（宿泊費含む。）を、別に定める職員を対象とする旅費規程に準じて支給することができる。

（公 表）

第6条 当財団は、この規程をもって公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20号第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

（適用除外）

第7条 地方公共団体の常勤職員の身分を有する役員及び評議員には、この規程に定められた報酬及び費用を支給しない。

（改 廃）

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議により行うものとする。

（補 則）

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議で別に定めるものとする。

附 則

この規程は公益財団法人への移行の登記の日から施行する。

（別 表）

専務理事役員報酬年額

報酬年額 6,000,000円以内